

裁判所書記官印

本人調書

(この調書は、第8回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成26年(行ウ)第256号
期日	平成28年5月16日 午前10時30分
氏名	阿部宣男
年齢	60歳
住所	東京都板橋区蓮根1-1-22-201
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙反訳書のとおり


せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名 阿部宣男 

原告代理人高井

甲第116号証を示す

こちらの陳述書ですが、あなたのお話を弁護士の方で聞き取ってまとめた書面ということでよろしいですか。

はい。

この1ページ目の署名と印鑑ですけども、内容を確認して間違いがないということで署名・押印してもらってますね。

はい、そうです。

何か、内容に訂正するところがありますか。

ありません。

まず、能登町のクロマルハナバチの事業に対する協力についてお伺いいたします。ホテル館でのクロマルハナバチの飼育についてですが、飼育を開始したのは平成17年頃ですね。

はい、そうです。

日本の農業現場で広く普及していたセイヨウオオマルハナバチは、日本の生態系に悪影響を及ぼす可能性があることを知ったというのがきっかけでしたね。

はい、そうです。

セイヨウオオマルハナバチは、特定外来生物に当たって、法律上、飼育の許可が必要ですよね。

はい、そうです。

ホテル館では、セイヨウオオマルハナバチも飼育していたんですか。

はい、しっかり環境省の方から許可を得て、三群ほど飼育しておりました。

甲第140号証を示す

11枚目を示しますが、今、板橋区の方でも許可を取っていらっしゃったと

いうのは、今、お示したこの許可という書類で取っていたということになるんですね。

そうです。

板橋区立エコポリスセンター宛ての書面ですね。

そうです。

ちなみに、ホテル館で飼育していたクロマルハナバチの方は、それは産地はどこだったんですか。

長野県小諸です。

能登町のクロマルハナバチの事業に対する協力の経緯について伺いますが、能登町との関係は、平成18年の末頃からでしたね。

はい。

能登町が事業化しようとしたのは、クロマルハナバチの飼育と販売ですね。

はい。

具体的なそのスキームというのか、方法というのはどういうものだったんですか。

最初の当初は、武蔵野種苗園が女王バチを能登町に供給し、能登町がそれを飼育し、製品として小泉製麻さんに販売をしていたというふうに記憶にあります。

ちなみに、武蔵野種苗園の供給していたクロマルハナバチ、これの産地はどこだったんですか。

石川県能登町です。

そうすると、さっきホテル館で飼育していたクロマルハナバチの産地は小諸ということですから、特に両者が交ざるということはなかったんですね。

はい、そうです。

さっきおっしゃったスキーム、仕組みを実現する上で、能登町側ではどんな問題が発生していたんですか。

能登町側の方で、国交省の補助金を多額に頂いて、この事業は絶対に成功しなきゃいけない、日本の農業のためにもセイヨウオオマルハナバチではなく、日本の在来種で花粉の受粉をするんだということですね、いろんな諸問題で初めての飼育ということだったので、クロマルハナバチのその生態や、また輸送の途中で死亡とかですね、何らかの原因で死亡する個体が見極めです。

例えば、今おっしゃったのはハチの飼育環境をどうするかという問題がありましたね。

はい。

続いておっしゃったのは輸送ですかね。

はい。

武蔵野種苗園で育てたハチをどう輸送するか、そういう問題もあったと。

はい。

あと、それとこの能登町でハチが死んでしまうということがあって、それに対応すると、そういうようなことを問題があったと。

はい。

そういった問題には、誰が対応したんですか。

私です。

例えば、能登町に対する協力の他には、今言った問題の解決以外にも他の方法というのありましたか。

講演や講師とか、指導とかもありました。

能登町から、ホテル施設に、能登町の職員を派遣されたのを、研修を受け入れるとそういうこともありましたか。

ありました。

甲第11号証を示す

これは、平成20年5月1日の能登町長から板橋区長宛てのお手紙、依頼文

ですね。

はい。

2枚目の最後の段落、つきましては、職員の派遣及び研修等を受け入れていただくよう、重ねてお願い申し上げますというふうに書いてありますが、こういった形の職員の派遣の受入れというような協力をされていたということですね。

はい。

逆に、協力の方法として、ホテル施設じゃなくて、能登町側で行ったものはどういうものがあるんですか。

能登町側に行ってますね、出向いて指導、飼育の指導とかもありました。

甲第19号証を示す

これは、21年2月17日付けの、今度は能登町長から板橋区長宛ての依頼文ですね。

はい。

ここの中身の、つきましてはから始まるところで、貴施設の阿部宣男氏を講師として派遣賜りたくお願い申し上げますと書いてありますね。

はい。

実際に、これで派遣されて行かれているわけですね。

はい、行きました。

甲第23号証を示す

タイトルに板橋区・能登町エコポリス協定というふうに書いてありますが、エコポリス協定というのは何ですか。

正直なところ、私、エコポリス協定の内容というのは把握しておりません、どういうものなのか。

甲第21号証を示す

今あったエコポリス協定のきっかけになったのは、このメールということによろしいですか。

はい、多分そうだと思うんですけども、私、事務方ではないので、内容等はよく分からない点がありまして。

この当時、エコポリスセンターとCCでホテル施設宛てに送られているものですね。

そうですね、はい。

この中身を見ると、板橋区の環境に対する取組に共感して、環境問題に対する取組について協定を締結したくということなんで、広く環境問題に対する協定を結びたいという趣旨でしょうかね。

そうですね、はい。

この当時、CCに入っているんでお受けになってますかね。

はい。でも、これはエコポリスセンターの方に行かれていますので、大元がですね、私は多分、これはCCなので、一応確認だけということだと思います。

これは、エコポリスセンターに届いているみたいですがけれども、エコポリスセンターの側で、この協定の申込みについてどういう反応が当時あったかというのは御存じですか。

覚えてます。

どういう反応でしたか。

エコポリス協定を結ぶ際に、本来、私も、個人的にはこれは結んで日本の農業や環境問題を考えないけないなということだったんですけども、エコポリスセンターの方で、これはフィフティフィフティじゃないと協定は結べない、50:50でないと結べない、このまま能登町と協定を結ぶのであれば、板橋区が100:0で何のメリットもないんじゃないかというふうに回答を頂いたのが記憶にあります。

一応、板橋区の方でも検討はしたということなんですか。

そうですね、はい。

それで、今のお話だと、エコポリス協定というのは実現はしなかったということですか。

はい、そういうふうに記憶しています。

その協定が実現しなかった後で、能登町のクロマルハナバチの事業に対するその板橋区の協力というのに変化はありましたか。

ないです。

甲第24号証を示す

これは、そのさっきおっしゃった板橋のエコポリス協定が実現しなかった後の平成22年3月のものですね。

はい。

これは、中身を見ると、やはり阿部さんに技術指導を仰ぎたく、ここにお願い申し上げますというものです。

はい。

能登町長から坂本区長宛てのものですね。

はい。

この技術指導は、行かれたんですか。

はい。

甲第25号証を示す

続いて、こちらは、エコポリス協定の後の平成22年5月10日のものですね。

はい。

これも依頼文で、内容としてはその研修生、記のところの1番というところですけど、派遣研修生を、2番、研修生の数2名を受け入れてほしいというものです。

はい。

これも、受入れはされましたか。

はい、しました。

甲第30号証を示す

そういった能登町に対する協力をされてきたわけですが、30号証の第4条を示しますが、この4条の(2)の新女王バチの個体を細部まで生態状態を確認し、交尾吸引に耐え得る個体のみ交尾確認及び休眠処理を施すといったような業務は、その従前の協力の範囲内ということによろしいですか。

はい、そうです。

乙第20号証の1を示す

今、ハチの生態確認をするというのは板橋区の業務だというふうにお答えになったと思うんですが、これは、平成26年2月に行われたあなたの事情聴取の調書なんですけど、4ページ目のところで、6番目の阿部主事というところで、板橋で作ったマルハナバチに能登町が飼育代を払うに当たって、よい個体だと見るために丙がいたということになっていると。

はい。

これが、今おっしゃった生態確認ということですね。

はい、そうです。

それに続いて、木曾課長が、それは業務なのかというのに対して、阿部さんはそれは業務ではないというふうにお答え、事情聴取的にはされているみたいですけども、ここは業務ではないということの意味はどういう意味なんですか。

このところは、お偉方が前に何人か座ってですね、問い詰められるように矢継ぎ早に質問されたわけですね。このときに自分が業務でないというふうに言ったのは、女王バチを供給するのが業務ではないと、供給ですね、供給事業とかそういうのは業務ではない、しかしながら

固体の確認や死亡固体とか、その生態に関しては業務だというふうに判断してます。

それまで、武蔵野種苗園さんが能登町にハチを供給してましたね。

はい。

さっき示した甲30号証の契約書だと、それをイノリー企画さんが能登町に供給する、そういうハチの供給について業務ではないというふうにここでおっしゃったという意味ですか。

そうです、はい。

さっきの確認ですけど、そもそも能登町に供給していたハチとホテル館で飼育していたハチというのは、産地が能登と小諸でもともと違うものなので、供給しようにもできないということですよ。

はい、そうです。

甲第30号証を示す

最後のページを見ますけど、この作成の日付を23年4月1日になってますね。

はい。

どうして、この時期にこの契約書を作成する必要があったんですか。

これは、平成22年12月辺りに、今まで供給していた武蔵野種苗園が、やはり様々な諸問題があったと思うんですけども、撤退をする可能性があるということで、それで、まだそれから翌年、残念ながら3.11という大震災が起きて、やはりその民間の会社様で大変だったと思うんです。それで、村のハチの供給ができないといったときに、能登町とした場合に、国の補助金を得て行っている事業が頓挫したら大変だということになりまして、私はそのときにエコポリスセンターの今も、先ほど証言台に上がっている川平係長さんに、こういう旨でこうだからという旨、しっかりと御相談をしていました。

つまり、武蔵野種苗園さんが撤退するということが、能登町も非常に困るということがあったのが、この契約の作成のきっかけだったということですね。

そうです、はい。

それには、その能登町が困っているよということに対して、川平さんに報告をしたとおっしゃって、板橋区としては、どう対応しようということになったんですか。

基本的に、必ず大前提であるのは、ホテル生態に影響がない範囲で、できるだけ協力してほしいということなんですね。

協力する方向で検討しようということに、一旦はなったということなんですね。

そうです。

甲第115号証を示す

4枚目の2段落目の5行目ですかね、これは、誰が話しているかという、田中やすのり板橋区議が、板橋区の委員会でお話をされています。時期を特定しますと、平成22年11月1日の委員会での質問ですけれども、4枚目のところですが、今、石川県の能登町というところに卸す、卸さないというところで話が行っていて、女王バチ1匹、実は市場価格だと7000円か8000円で流通されているということなんですというような質問をされてらっしゃいますね。

はい。

この区議がこういう具体的な金額を交えてその質問ができたというのは、それはどういう理由だと思いますか。

私は、議会のことは、正直なところ末端の職員のために、議会対応はほとんどは管理職だと思います。そういう議員先生方が来て、直接私に意見を求めたりというのは、原則的にはできないんですね。ですから、これは、エコポリスセンターなり管理職が議員さんにお伝えした

んではないだろうかと思えます。

つまり、管理職のかたが、議員さんに情報提供したから、議員さんがこういう質問ができたんだろうということですか。

それしか考えられないですね。

そういう情報提供するからには、板橋区の方でもハチの供給について当時、検討していたんだろうということが分かるということですか。

はい、そうです。

結局、その板橋区の方で、引き継ぐということはできたんですか。

いや、これをエコポリスセンターの川平係長と当時お話ししていたんですけれども、本来だったら板橋区が能登町の方に供給できれば、板橋の方も財政的にも助かるよねというお話があったんです。ただ、やはりこういろんなこれから書類とか何だかんだでして議会にかけたりとかすると、この事業自体が頓挫する可能性があるということで、あとはこれはもうよしなにするしかないねと、うまい形で能登町に協力をしようということになりました。

それで、駒野さんのイノリー企画に引き継いでいただけたという経緯なんですか。

そうですね、はい。

甲第32号証を示す

ホテル生態環境館の今後の在り方について、これはその翌年の平成24年5月22日の文書のようなのですが、これを作ったのはどなたなんですか。

これは、私の記憶の中では、資源環境部長の大迫部長と、矢嶋環境課長だと思います。

さっきの契約書の翌年の話ですけれども、商売イメージというところにNPO運営と書いてあって、クロマルハナバチの販売という下の矢印の横に書いてあって、それで収益が上がると。

そうですね、はい。

こういうイメージの中で、ここに挙がっているNPOというのは誰のことだということなんですか。

これは、私はこのときに、大迫部長、矢嶋課長、高橋係長ですね、がホテル生態環境館に来まして、イノリー企画の駒野さん、それからあと数人のボランティアの方々の前で、このような将来的なイメージができないかという話でした。

甲第30号証を示す

販売価格については、1匹4500円というふうに書いてありますよね。

はい。

これは、武蔵野種苗園さんが、能登町に供給していた頃は、1匹幾らぐらいだったんですか。

記憶の中では、7000円だという記憶があります。

7000円から4500円だと、大体4割ぐらい、かなり値段が下がるわけですね。

はい。

そうすると、これはイノリー企画さんには利益は出るんですか。

私は、その経営まではよく分かりませんが、この金額では間違いなく利益はなかったと思います。

今、お示しした1匹4500円という値段は、誰と誰の間で決まったんですか。

これは、能登町とイノリー企画です。

ホテル施設で、この契約書によるとハチのその生態の見極め作業をするということになってますよね。

はい。

それについての対価、お金というのは発生しないんですか。

それも、実はエコポリスセンター川平係長とも考えて、じゃあ、5000円にして500円をロイヤリティーでもらおうかと、しかしながら、板橋区としてハチの事業に対しては何ら予算付けもしていないので取ったらまずいよねということで、私はじゃあ、これはトップの御意見を聞こうということで区長の判断を仰いだと思います。

結局、区長さんの方は、意見を仰いで、500円についてはどうだとおっしゃったんですか。

当面の間は、そういうことはしないで協力していこうと、してあげてほしいというふうに、私はエコポリからそういう御連絡を受けました。

500円は、取らなくていいよという判断だったということですね。

はい。

甲第29号証を示す

これは、あなたから、阿部さんの方から能登町宛てに送ったメールですけども、6行目からですかね、「当初は、ロイヤリティー1匹500円と板橋区側は考えていましたが、板橋区長から、当面は徴収しないで協力するようにと書かれていたのが、今おっしゃった趣旨ですかね。

そうです、はい。

先ほどの、もう示しませんけれども、売買契約書及び秘密保守契約書は、これは基の文案は能登町が作成したということでいいですかね。

そうです、はい。

契約前に、誰に確認をしましたか。

エコポリスセンターです。

具体的には、人で言うと。

川平係長です。

川平係長の了解は得ているんですよね。

はい、得ました。

どこで、誰とその契約書の内容を決めたというのは覚えてますか。

23年3月か4月だと思うんですけども、川平係長と私とイノリー企画の駒野さんと3人で、その現物を見せながらお話しした記憶があります。

現物というのは、この契約書ですか。

契約書を見せながらです。

場所は、どこだか覚えてますか。

ホテル生態環境館の学習室というところがあるんですね、その中です。学習室で見せて、それで川平さんは、何とおっしゃったんですか。

最初は、んーという感じでした。しかしながら、急を要するというのと、これをそのまままた決裁とか取ったら大変なことになるので、当事者間で判断できればいいだろうということを言われました。

当事者のかたがお互い了解しているんだったらいいだろうと、そういう言い方を川平さんがされたということですね。

はい、そうです。

ちなみに、川平さん以外に、エコポリスセンターの所長には、説明したことはありますか。

お話をしたかというのは、記憶あるんですけど、その契約書を見せたかどうかというのは、ちょっとごめんなさい、記憶がありません。

契約書を見せたかどうかは記憶にないけども、いらっしゃったときとかにお話はしたという御記憶ですかね。

はい。

甲第33号証を示す

1ページ目に、平成21年7月1日と書いてありますけれども、作成日付はこのときですか。

いや、違います。

実際には、いつ、作成されたものですか。

これは、3者間で契約したときの日付だと思います。

先ほどお示した甲30号証の売買契約書と同じ時期ですかね。

はい。

これは、どういう経緯で作成されたんですか。これというのは、その業務提携契約書の方ですね。

これはですね、能登町の方で、以前から、従前からその武蔵野種苗園とその会社は大きなものですから、信頼度に耐え得るということだったと思います。しかしながら、そこが撤退をするに当たり、非常に個人的な小さな会社ではないような会社なんですけども、その信頼度を得るために、町民とかに得るために、そういうものが作れないかという、能登町から依頼があったんですね。

能登町から、初めて契約する業者さんだから、実績があるという形を取りたいと言われたということですかね。

そうです、はい。

この業務提携契約書の方の文案については、誰かに確認を取りましたか。

はい、それも川平係長に取りました。

この契約書も、一応、形式上の日付は平成21年7月1日になってますけども、この当時、能登町にハチを供給していたのは誰ですか。

武蔵野種苗園です。

甲第20号証を示す

21年7月当時は、この20号証の合意書に基づいて、武蔵野種苗園が能登町にハチを供給していたんですね。

はい、そうです。

イノリー企画が、武蔵野種苗園から引き継いだハチの飼育場所はどこだったんですか。

板橋区成増です。

甲第144号証を示す

今、成増とおっしゃったのは、この賃貸借契約書の物件の左側の物件の表示、所在地の東京都板橋区成増1-28-9、これでよろしいですか。

はい。

このことですね。

はい。

この契約書の契約期間は、23年6月1日から、23年8月31日までになっていますよね。

はい。

そうすると、その年の4月と5月は、イノリー企画はどこで活動していたんですか。

武蔵野種苗園さんから、撤退するに当たり、様々な生態や備品、若しくはその物品等がありましたので、その片付けをしておりました。それで、そこの成増の方に移動していったということになります。

乙8号証を示さないで聞きますが、今回、板橋区の方から、イノリー企画が開業届の納税地にホテル館の住所を記載をしたのが問題だというふうに言われているのは知っていますね。

はい。

甲第148号証を示す

2ページを示しますが、実際には、翌月に駒野さん、イノリー企画が板橋区高島平、ホテル施設から横浜の御自宅の方に納税地を移してらっしゃるんですよ。

はい、そうです。

乙第8号証を示す

9ページ目を示しますが、この伝票のところ、イノリー企画さん、発送者の

住所が板橋区高島平のホテル施設になっていますが、これはどうしてですか。

最終的に出荷をする際に、成増でクロマルハナバチを製品化、女王バチですね、を生態を最後、私がこの個体が輸送やそういうものに耐えることができるという判断をしなくちゃいけないので、それで、その判断をしたところの住所なんです。

イノリー企画は、出荷前にホテル施設の方で生態確認をするので、その生態確認をした住所ということで書いてらっしゃるという趣旨ですね。

はい、そうです。

そういう発送前、出荷前に生態確認をするということもあるんですね。

はい、そうです。

出荷した後にすることもあるんですよ。

あります。

そのまま同じ乙8号証の6枚目を示しますが、これは、能登町の方からホテル施設に送られてきている伝票ですね。

はい。

この品名が死亡個体5匹と書いてあるんですけど、これは何のために送られてきたんですか。

能登町で原因不明でクロマルハナバチが死亡してしまったと。その原因を突き止めてくれないかということだったんですね。

もう1枚めくって7枚目を示しますが、これも同じ能登町からホテル施設宛てですけど、品名が異性化糖液となってますが、これはどういうことですか。

当然、ハチなので、甘いものの蜜を吸わないと行けないので、この異性化糖というのは、ガムシロップに非常に似ているものなんですね。

これの糖度やそれから濃度が適切かどうかということです。

このとおりに出荷した後の生態調査もされていたということですね。

そうです、はい。

原告代理人細川

まず、小山町関連について質問するんですけれども、まずあなたは、全国各地で板橋区の業務に係るホタル再生の手助けをしていったということによろしいですね。

はい。

ホタル再生について、簡単に内容を教えてください。

ホタル再生は、最初は依頼が各地から来て、そのホタルが生息ができなくなる、若しくは数が激減した、又は新規にホタルの川を作りたいというものに対しての支援です。

累代飼育に関するホタル飼育を支援しているということによろしいですかね。

そうです、はい。

これは、そのホタル再生をする場合は、示しませんけれども、甲7号証、今は特許を利用してやるということによろしいですか。

はい、そうです。

特許に関してなんですけれども、平成10年1月に特許申請して、区が平成19年1月に特許を取得したと。発明者はあなたということですね。

はい、そうです。

平成14年より前のホタル再生については無償で行うということで、平成14年以降のホタル再生については、原則特許料を徴収するという扱いを取られたということはよろしいですか。

はい、そうです。

例外的に、平成20年以前から付き合いがあったところについては、平成14年以降にホタル再生支援をした場合に、特許料を徴収しないというようなルールがあったということによろしいですか。

はい、そうです。

今、平成14年以前から付き合いがあったという話をしたんですけれども、

その付き合いというのはどういうことですか。

付き合いというのは、基本的には板橋区の方に来て、ホテルの生態や飼育又はその様々な飼育環境等の構築等を学びたいということで指導を仰ぎに来るといのがお付き合いという表現になっているんですけども。

相談しに来たということですね。

はい、相談ですね。

あなたの方で、そういう14年以前から付き合い合ったところは、14年以降にホテル再生したときも徴収しないというルールを適用した具体例を幾つか教えてください。

適用しなかったという。

ルールがあって、要するに徴収しなかったケースですね。

三重県五十鈴川とか、あと群馬県沼田市。

他にも、先ほど、自分の方であった大田区の矢口西小学校とか、そういうところでもやっていたということによろしいですか。

はい、そうです。

そういうルールを決めたんですけど、これは、いつ誰と決めたんですか。

私の記憶の中では、平成14年に山崎所長さんがエコポリスセンターにお見えになったときに決めた記憶があります。

他には、誰か出席しておりませんでしたか。

当時の係長、朝日さんかちょっと忘れましたが、あと法規係とか総務とかいた記憶があります。

予算係の人はいないですか。

何か、そんなかたもいたも記憶があるだけです。

そのルールなんですけれども、何でそういうルールを決めたんですか。

やはりですね、今まで指導とか信頼関係が構築されているところに、

いきなり特許申請をしたから特許料を払えというのは、これは余りにも理不尽だという考え方が自分にありました。だから何らかの形でボーダーラインを引いて、しっかりとけじめをつけないといけないなというふうに考えたんです。

この、あなたとか山崎さんとか係長の人とかで話したルールについてなんですけども、それを後で、何らかの形で確認をしましたか。

常にそれはですね、言うておりました。これは、平成14年以前からのお付き合いなので、これはその特許料を取れないとか、ちょっとこれは値するとかというのは報告しておりました。

甲第48号を示す

タイトルが、ホテルの飼育等に関する他自治体や学校等への職員派遣等取扱いについて（内規）というものなんですけれども、これが平成16年5月18日に、小口さんから送られて、あなたの元に送られたきたものなんですよね。

はい、そうです。

これが送られてきたときに、あなたに対して、この甲48号証について、何か説明はありませんでしたか。

いや、ないです。

これが、甲49号証のファクスが付いてきて、これこれ48号証があるから、今回のこの戸田第2小学校視察の場合は取れませんよというような説明を受けたんじゃないですか。

はい、そうです。この第1の項ですね、一般の他自治体や学校への対応ということです。

乙第9号証を示す

例えば、被告の方から、甲48というよりも、乙9が適式なものだというような主張があつて、これはタイトルがホテル飼育事業への職員派遣要項とい

うふうにあつて、これなんですけれども、これは山崎さんの方が陳述書で、朝日係長の方に周知徹底するように指示したというようなことを言っているんですね。あなたの方で、朝日係長からこの乙9が送られてきたとか、示されたということはありますか。

私の記憶の中では、先ほどの甲48ですね。

これを見ておくように指示があつたとか、そうこともありましたか。

ないです。

示しませんけれども、ちょっとルールはルールで、また更にルールの例外があるみたいで、示しませんが、朝霞市は平成13年に朝霞市の方から訪問があつて特許料を取っているということらしいんですね。乙35号証と乙34号証ですが、糸魚川市も平成13年に訪問があつて、それで特許料を取っているというようなことがあつて、これは先ほどルールとは違うと思うんですけれども、これは何で違うんですか。

それもよく覚えているんですけども、この2件、2市につきましては、本来、これは14年以前からのお付き合いだということでエコポリスセンターの方にそれを上げると。そうすると、エコポリスセンターの方でその市町村、行政の方に連絡を取って、糸魚川市さん、それから朝霞さんが、担当者の中でうちは払いますよということで払ったという記憶はあります。私はその決定権はないので、特許を結ぶとか。

つまり、あなたとしては、先ほどのルールが適用されるケースだと思って上の方に具申というか、上げたんですけども、結局、区の方の決定でこれは特許料を取ることになったということによろしいですか。

そうです、はい。

次に、ホテル再生支援の依頼とその対応の流れについては陳述書に書いたとおりということによろしいですか。

はい、そうです。

川平さんの陳述書の方で、原告はよそから何かの依頼を勝手に受けてどこかに出かけてしまうことがあり、それを管理するのは係長の仕事だと前任者から引継ぎを受けましたと言っているんですけども、川平さんの前任者というのは磯野さんということですよね。

はい。

磯野さんの時代のときに、あなたがホテル再生支援依頼があったときは、どういうふうに対応していましたか。

まず、直接ホテルの方に来た方々には、まず最初、エコポリスセンターの方に、こういう趣旨だということを報告して連絡してほしいということをお願いをいたします。阿部が単独でここを受ける、受けないということは一切ありません。すべて上に相談、報告、連絡、相談というものをしながら来ておりました。それで、そこで、エコポリスセンターの方で当時、じゃあ、それを阿部の方行ってくれとか、これはこうしてほしいとか、どうするということを話し合っただけで、ようやく前に進むという形になります。

エコポリスセンターに連絡が来たときはどうですか。

同じです。やはり向こうからファクスなり、電話でこういうところがあるんだけどどうするかということで密接に連絡を取っていた記憶があります。

磯野さんに対して、そういうことだったと思うんですけども、更に川平さん自身も、御自身の陳述書の方で、事前に報告を受けた覚えはない場所に原告が出向いているというようなことをおっしゃっているんですけど、これは、実際報告とかはしなかったんですか。

いや、事前に、私、川平当時の係長、川平さんは、非常に誠実な方だったので、私は常にやはり信頼関係を持って接しておりました。だから、当時、どこに行くにも、何があっても必ず連絡、もし川平係長がいな

ければ、その他の職員に必ずお伝えしてほしいという旨を伝えて、勝手に行ったという記憶は一度もありません。

電話とかファクスでやり取りをしているんですよね。

はい。

ちょっと示しませんけれども、甲81とか、甲82の1とかで、川平さんとファクスをやり取りしているんですけど、ああいうような形でファクスでやり取りしているということですよ。

そうです、はい。

ホテル再生支援に必要な材料についてお伺いしたいんですけれども、まず、土について、これはどのような土を使用しているんですか。

多機能バイオ用土というものと、蛭埴土、ホテルが繁殖する土とかです。ね、様々な特殊な土がありました。それは、ある一定の企業が、それを特許を取って使用しておりましたので、そういうものとかですね、日本の必要な那智石とか、ゴロタ石とか、ほうか石とか、珪砂とかです。ね、そういう様々なものが不可欠になります。

さっき言った企業というのは、キョセという会社ですね。

はい、そうです。

濾材についてはどうですか。

同じですね。それも濾材につきましては、サンゴ砂とか様々あるんですけども、基本的に、現地で調達できる場所は現地で調達してほしいということを相手にもお伝えしてあります。

現地で調達できない場合は、どうでしたか。

その場合は、こういう会社があるよと、若しくはこういう団体があるよみたいな形でお伝えをしておりました。

こういう会社というのは、基本的にはルシオラということですね。

そうですね、はい。

では、ルシオラを、ホテル再生事業をする場合は紹介などして、現地でものとかを調達できる場合は現地の業者を使っていた、使うというか現地の業者がホテル再生事業にかんでいったということによろしいですか。

そうです、はい。

ルシオラに、あなたは、基本的にホテル再生の場合、紹介しているということなんですかけれども、ルシオラからお金をもらったことはありますか。

ありません。

ルシオラの役員になったことは。

ありません。

顧問は。

ありません。

では、もっと具体的に、ホテル再生支援を行うことによって、ルシオラから報酬を受けたりとか、顧問料をもらったりとか。

ありません。

お金以外のことで、例えば、ルシオラの経営にあなたの方から参画していったというようなことはありますか。

ありません。

甲第41号証を示す

これは、業務代理人等通知書ですね。業務代理人の代表深田、これはルシオラのことだと思うんですが、ここに主任技術者のところに阿部宣男というあなたのお名前が書いてありますね。

はい。

これは、ルシオラの主任技術者という意味なんですか。

いや、これは違います。

じゃあ、何でここに、主任技術者のところの氏名であなたのお名前が書かれているんですか。

ルシオラとか、他の業者さんでも、ホテルの再生事業は不可能だと思うんですね。そのときに、必ず誰か主任技術者が必要だということで、小山町がこの、何て言うんですか、これをルシオラの方に送って、記入をするようにということでした。

小山町からルシオラの方に要請があったということですか。

そうです。

それで、ルシオラの方から、あなたに何か連絡はなかったんですか。

ありました。そのときに、自分の中では職という欄があるので、そこは明確にしてほしいと。私はルシオラの役員でも社員でも何でもないと。一階の単なる公務員だから、板橋区ホテル生態環境館館長ということで入れてほしいというふうに阿部宣男ということでした。

板橋区の職員であることは明確にしてほしいとお願いしたということですね。

はい。

これは、電話か何かで相談、相談というか、したんですか。

はい、そうです。

では、あなたがこの甲41号証を、この業務代理人等通知書を実際に見たのはいつですか。

おとしの人事でのヒアリングです。

平成26年2月13日のヒアリングですかね。

はい、そうです。

乙第20号証の1を示す

9ページの終わりから10ページの4行目辺りから、「これはルシオラが小山町に通知しているもので、公務員が営利企業に従事しているようになっている。」と、「これは、言われたら仕方がないですね。」うんぬんということが書いてあるんですけども、これは、あなたが営利事業に従事していたということを認めた趣旨なんですか。

いや、全く違います。

これは、どういう意味だったんですか。

これは、全く違ってですね、やはりその自分の技術を使うのに、小山町に最善なる貢献をしたという意味です。

別に、営利企業に従事していたということではなくて、当時というか、このルシオラから連絡があったときはああいうふうに言ってしまったけれども、こういう記載を初めて見て、こういうふうに書いてあったらそういうふうに見られても仕方がないということなんですね。

はい、そうです。

ちょっと話を変えまして、小山町の職員の人たちが初めてホテル生態環境館に来たのはいつですか。

ちよつとごめんなさい。21年か22年だと思うんですけど。一番初めに来たのです。

自分の記憶の中では、平成10年4月です。

先ほど、平成26年2月13日の事情聴取では、平成12年というふうに言っているんですけど、それは間違いということですね。

それ、間違いです。

この平成10年に、小山町の人 came 際に、これは誰が来たかというのは覚えてますか。

名前、固有名詞まではちよつと分かりませんが、役場の職員でした。それと、あと町民の代表の方々、ホテルの代表の方々でした。このときは、その小山町の職員の人とは、どう話をしましたか。

小山町は、富士スピードウェイとか、自衛隊の迫撃砲とかたくさんあるので、そういう面でちよつと環境破壊だとか言われてる可能性があるんで、ホテルが舞う小山町にしたいというのが目的というふうに聞きました。

平成23年9月29日に、小山町長と他の1名がホテル生態環境館に来ているということなんですけれども、このとき、板橋区の職員で、あなた以外で対応した人っていましたか。

いました。エコポリスセンターの佐藤所長と川平係長です。佐藤さんと川平さんは、これは小山町長との話のときに最後までいたんですか。

挨拶でお帰りになりました。

小山町長と一緒に来た他の1名のかたはどうしたんですか。

一緒にいました。

実際、町長がいらっしゃった際に、小山町長はどういう話をしましたか。

まず、小山町長の方には、しっかりと記録を調べないといけないけども、小山町さんは、以前にここに来てるといふことと、指導した経緯、経過があるので、もしかしたら特許が取れないかも、特許料を頂かない場合もあるというふうに込山町長さんには言いました。

結局、最終的に、その平成10年以前から付き合いがあったかどうかというのは確認しましたか。

しました。

付き合いはあったということですね。

はい、そうです。

特許料を取れないということは、板橋区の側にはいつ、誰に伝えましたか。

翌日、確か町長さん、込山町長さんが見えたのが金曜日だったと思うんですけども、土曜日、翌日土曜日ですね、エコポリスセンターに出勤をしていた川平係長からお電話があつて、昨夜、大変だったねって、ごめんね、ありがとうって。ところで、特許料、どうなのみたいな感じで、ちょっとこれは係長、取れない可能性が高いですということ、ああ、そう、残念だねという言葉が覚えてます。

残念というのは、取れなくても仕方がないということなんですかね。

そうです、はい。

甲第42号証を示す

これは、小山町長から板橋区長に宛てた職員派遣のお願いなんですけれども、これは、あなたは誰からもらいましたか。

これは、私は、エコポリスセンターからファクスか何かで頂いた記憶があるんですけども。

コピーをもらったんじゃないですか。

コピーをもらったんですかね。

これは、直接、あなたのところに送られたわけではないんですよ。

これね、違いますね。

甲第44号証を示す

ホテル飛翔に関する事項は、最低5年間なんですけれども、あなたは、その甲44号証をして、小山町のホテル再生支援について、特許料を徴収しない扱いをしたことが懲戒免職の理由の1つということになっているんですけども、小山町とは平成10年からの付き合いであったことから特許料を取らなかったということなんですよ。

はい、そうです。

この44号証は、あなたが作ったものということによろしいですか。

はい、小山町から頼まれて作りました。

小山町から頼まれて、あなたが作ったということなんですよ。

はい、そうです。

この甲44号証を作った際に、あなたは、板橋区の誰かに対して、こういうものを作ったんですけども、小山町の方に差し入れていいですかというような相談をしましたか。

しました。

これは、誰に相談しましたか。

当時の資源環境部環境課の高橋管理係長です。

これは、どういう形で相談しましたか。

メールで、ワードだったのでメールで添付しました。

その後、メールで高橋係長に送ったら、その返事はどういう返事が来ましたか。

返事は、当事者間同士だから、別にそれは構わないだろうと。要するに、こちら側が無理がなければという。

それは、電話で受けたんですか。

電話です、はい。

ちなみに、こういった平成26年2月13日の事情聴取では、あなたがこれは川平係長に確認したと言っているんですけども、これは勘違いだったということではよろしいですか。

ごめんなさい。そうです、その当時、川平係長は3月31日で確かもういらっしゃらなかったと思うので。

新しい係長である高橋係長の方に確認したということではよろしいですよ。

はい。

甲44号証なんですけれども、これを差し入れて、あなたが小山町に対して特許料の免除をしたんですか。

免除はしておりません。その免除以前に、私はもう特許を取れないという判断をしました。

要するに、特許料を取れない事案かどうかを仕分したということですよ。

そうです、はい。

それで、あなたが免除したということではないんですね。

私が免除することではありません。

仕分をして、更に、あなたは上というか、自分の上司にきちんと、これこれ

こういう理由で、今回は特許料を取れない事案なんですよということをきちんと相談を毎回しているということによろしいですか。

そうです、はい。

あなたは、ホテル飼育管理日誌、ちょっと示しませんけれども、こういうのに小山町のことを記載して、これを川平係長とか、当時の上司に提出しているということだと思えるんですけども、これはきちんと川平さんの判こが押されて確認したという印が押されているわけですね。

はい。

それで、ちょっとこれは小山町とは離れるんですけども、ホテル再生の連絡を受けると、先ほど言われたように、必ず上司に報告をしていたということですよ。

はい。

例えば、そのホテル再生の事前調査とか、実際に業務を行うときに日程が決まると思えるんですけども、日程が決まって、それが主管課の方にその日程を伝えた場合に、主管課の方は何と言ってきましたか。

主管課の方は、行く場合に、私、一度も自分勝手に適当なところに行くとか、そういうことは一度もなく、必ず1時間でも2時間でも行く場合には、必ずここへ行くと、こういうところへ行くからとかというお話で話をさせてもらいます。

そういう連絡をしたときに、あなたは、例えばどういう形でそこに派遣されると、どういう形で行けというような指示を受けますか。

自分の中では、当然これは出張だろうとか、職免だろうとか、休暇だろうというのはあるんですけども、ほとんどの場合は、自分の休暇扱いになっておりました。

基本的には、休暇で行くような指示を受けたけど、そういうこともあるということですか。

その休暇か出張か職免かという判断は、自分にはできなかつたんですね。そういう権限もなかつたんで。

区というか、上司が勝手に判断して、有給とか、休務日に行くとか、休日に行くとか、そういう扱いにされたということによろしいですか。

はい、そうです。

甲第49号証を示す

これは、先ほども示しました小口さんからのファクスなんですけれども、ここで戸田第2小学校の件がうんぬんかんぬんということで、休務日とか扱いになるようにとか、職免扱いにしたいとかいうことで、基本的には、休務日とか有給とか職免とか、様々な形で派遣されているということによろしいですかね。

はい、そうです。

ちなみに、この戸田第2小学校は、特許料を徴収していなかった件なんですけれども、特許料を徴収した件でも、有給とか休務日とかで対応していたことってありましたか。

ほとんどだと思います。

甲第110号証を示す

これは、基本的には準備書面4でも指摘されているんですけども、甲110号証の上の方に、箱根湯本豊栄荘というところがあるんですけど、ここに行った、ここのホテル再生支援をした際は、これは特許料を取ったケースですか。

そうです。

ここに休暇届け済みということが書いてありますが、ここは有給を取得して行っていたということなんですかね。

はい。事前に、必ず上司の判断を仰いで、ここに行くからと言ったときに、向こうから折り返し連絡等がありました。それで、これは休暇

でという判断でこういうふうにも日誌にも休暇というふうに書きます。特に示しませんけれども、ホテル飼育施設管理日誌について、甲106号証、これは書式の方が書かれていて、更に係長とか所長が押印していたということでもよろしいですか。

はい、そうです。

それで、甲104号証の業務実績報告書があるんですけど、これは、書式を区の方から指示されて、それで記載するよということに記載していたということでもよろしいですかね。

はい、そうです。

乙第20号証の1を示す

11ページの30行目ですかね、木曾課長、小山町にはボランティアとしてやっている、なぜ、ここまで保証しないとイケないかとか、あとまたその数行後で、小山町を整備をしてきてボランティアとしてどうだったのかというように木曾課長の発言があつて、あなたは特に、ここで、これはボランティアじゃないんですみたいな発言はしてないんですけども、あなたは、これについてボランティアとして行っているというつもりだったんですか。

全くないです、業務です。

これは、では何でボランティアという言葉に対して反論しなかったんですか、反論というか、これはボランティアじゃないというような発言をしなかったんですか。

自分とした場合には、1か所でも多くホテルさんが舞うような環境作りがお手伝いできればいいなということなので、別にそれにはこだわりはなかったです。

お金を取ってなかったから、ボランティアだという意識だったんじゃないんですか。

そうではないです。そこまでは、やはりホテルをやっぱり再生をさせ

るという、自分の中に使命がありましたので。

区の業務なんだけれども、自分の使命感としてということですかね。

はい。

特許のことなんですけれども、あなたは特許の発明者なんですよ。

はい。

特許が利用された場合は、あなたのもとにも特許料が何パーセントか入るんですか。

入ります。

あなたの場合、ルールをきちんとしないで、きちんとしないというか、ルールを厳格にしないで、全部ルールを適用しないで14年以降は、全部特許料を取れるとした方が、あなたとしては要はお金が入るわけですよね。

はい、そうです。

それよりも、そういうのはよくないと、きちんとルールが決まっているんだからルールをきちんと適用して、14年以前から付き合いがあるときは取らないという扱いをしたということによろしいですかね。

はい、そうです。

原告代理人本田

懲戒免職処分の理由の1つとして、平成25年6月7日に、鶴岡のホテルの雄雌仕分作業を、再雇用職員に行わせたということが挙げられていますので、そのことについてお尋ねしますね。鶴岡八幡宮のこの雄雌仕分作業をするようになったのは、どういった経緯からですか。

しっかりと世代交代をさせたいという八幡宮の希望がありまして、平成18年頃から、しっかりと雄と雌が小さなカップに入れて産卵をさせて、それを環境啓発にしたいんだということでお話が来ました。この作業を、鶴岡の方ではうまく行っていたんですか。

雄雌の仕分がなかなか難しい部分がありまして、また交尾しているか、していないかという判断もあるんですね。そういうのも分からないということだったので、私の方でさせてもらいました。

鶴岡八幡宮の方から、うまくできないから助けてほしいという要請があったんですね。

はい、そうです。

この作業を失敗し続けると、どうなりますか。

消滅します。ホタルは消滅します。

この作業は、板橋区には隠れてやっていたんですか。

全く隠れてなんかできないですね。要するに、もう普通、自然体でお手伝いをしているんだという形でおりました。オープンでした。

区の職員は、この仕分作業をしているということを知っていたんですか。

知ってました。

どうして、そういうふうに言えるんですか。

何人も、仕分をしているところを見ております。確認してます。

そして、区の職員が見たときに、区の職員の方から注意をされたということはありませんか。

ないです。

一度もないですか。

一度もないです。

区の職員が、あなたのその仕分作業の、あるいはその準備をしているところを写真撮影したことはありますか。

あります。むしろ、私がこうやって、わざわざから鎌倉から足を運んで、車で生態を持ってきて仕分をしてほしいんだというところを持ってきました。そのときに、職員が2名ほどいましたので、ぜひともこの写真を撮ってと、こういう苦勞があつて初めてホタルさんが生まれ

るんだよということを職員に話した記憶があります。

甲第142号証を示す

15ページを示しますが、今、あなたがおっしゃった写真というのは、このホテル館のホテルを外部から持ち込んでいるんじゃないかということを検討する際に引用されているこの写真のことですか。

そうです。これは鶴岡八幡宮のです。

これは、平成25年6月7日撮影になっていますけど。

間違いないです。

今回の処分では、正にこの日、その仕分作業が問題視されているわけですがけれども、写真撮影されるに当たって、区の職員から、阿部さん、ちょっとこれはまずいよというように注意されたことはありますか。

ないです。むしろすごい、すごいつて感激しておりました。

事後的にでもいいんですけど、あのとき言わなかったけど、あの作業はちょっとまずいからやめてくれというふうに言われたことはありますか。

ないです。

来年以降、同じことを続けると処分しますよというふうに警告を受けたことがありますか。

ないです。

懲戒免職処分に先立って、事情聴取を3回ほど受けていると思うんですけども、その間、鶴岡八幡宮の雄雌仕分作業がまずかったという前提で事情を聞かれたことはありますか。

ないです。

そうすると、あなたとしては、懲戒免職処分の理由に挙げられるまで、この行為が問題になっているということを一度も認識してなかったんですか。

してなかったです。

あと、懲戒免職処分の理由で、あなたが2回、ボランティアのかたにホテル

館の施設の鍵を預けて管理を頼んだと。それを区の方には報告していなかったということを指摘されていますので、そのことについてお尋ねしますね。鍵をボランティアのかたに預けたというのは、間違いありませんね。

ありません。

それは、どういった経緯だったんですか。

どうしても、自分が何らかの用事があって、夜確認作業に行かなくちゃいけない、他の現場に行かなくちゃいけない。それで再任用、再雇用の職員さんにもお願いをする場合に、ちょっと時間的に厳しい、難しいとって、それでエコポリスセンターの方にもどうだろうかという御相談をしたときに、では、そこにいるボランティアのかたに信頼の置けるボランティアのかたに鍵を貸して閉めてもらおうというふうになりました。

今のお話ですと、区の職員にも相談していたということですか。

はい、そうです。

区の職員がそのことを知らなかったということは、あり得ないということですね。

そうですね、鍵なんで。

では、この実際には、このボランティアのかたが鍵を閉めて、翌日開けていると思うんですけど、そのかたの名前を退庁簿になりますでしょうかね、書かなかったのはどうしてでしょうか。

一旦、名前を書いたんですよ。ところが、職員でない人の名前は書くことはまずいだろうということで、一旦消して私の判こになりました。まずいだろうというのは、あなたの御判断ですか。

いや、これもエコポリスセンターです。

エコポリスセンターの方から、まずいという指摘があったわけですね。

はい、そうです。

この鍵の管理の仕方についてですけれども、こういうことはまずいからやめてくれというふうに注意されたことはありましたか。

ないです。

続けると処分しますよというふうに警告を受けたことはありますか。

ないです。

そうすると、あなたとしては、これについても懲戒免職処分の理由として挙げられるまで、区から一度も是正を求められたことはないということですか。

ないんです。

最後に、懲戒免職処分の理由で、平成25年11月分以降の取締役簿ですかね、提出しそびれていたということが挙げられていますが、この取締役簿が提出されてないのはなぜだったんでしょうか。

当然ながら、提出をしなくちゃいけないという使命感はありました。

しかしながら、当時、様々なパワーハラスメントや上司からの嫌がらせ等が続いて、もうやる気を失っていたという部分もありました。

そういうふうに出しそびれている間に、状況に変化はありましたか。

いや、全然ないです。

状況は悪いまま、混乱したままということですね。

はい、どんどん悪化していきました。

区の方から、出しそびれているよということで連絡が来たことはありますか。

ないです。

書面でも、口頭でもないですか。

ないです。

このまま提出しないと、それを理由に処分しますよというふうに警告を受けたことはありますか。

ないです。

このことを、事情聴取の際に、この取締役簿を出してくれというふうに言われ

たことはありますか。

ないです。

そうすると、この点も懲戒免職処分の理由として挙げられるまで、あなたとしては区の方から是正を求められたりしたことは一度もなかったということですか。

はい、そうです。

原告代理人渡邊

甲第56号証を示す

これは、御記憶かと思うんですけど、大熊町の町長が来たときの板橋区のウェブサイトですけど覚えてますか。

はい、覚えてます。

この中に、あなたのことを館長というふうに板橋区は書いてますよね。

はい。

かなり、もちろん正式な館名ではないとしても、館長ということで中ではそう呼んでしまっていたということなんですね。

はい。

在り方検討会の話がずっとあったんでお分かりだと思っんですけども、あの在り方検討会、ホテル施設の在り方検討会、あの存在について、平成25年当時、26年当時、あなたは懲戒前に知っていましたか。

知りません。

そうすると、この裁判になって、あの在り方検討会の存在を初めて知ったんですね。

はい、そうです。

私の事務所の私に対する伝言メモで、警察からの伝言があるという証拠を出しましたけれども、3月24日に、これは分限委員会が開かれているんですけども、私の事務所にも電話があつてという話が出てくるんですけども、

それは覚えてらっしゃいますよね。

はい。

3月24日に、私から阿部さんの方に警察の関係でどんな話が行ったか覚えてますか。

事情聴取をしたいみたいな。

警察が事情聴取をしたい、どうしますかという問合せでしたね。

はい。

それで、阿部さんは、何と答えたんですか。

ノーでした、別に行かないという。

もう事情聴取も受けたくないということでしたね。

はい。

それは、そのときであっさり終わっちゃったんですね。

はい。

その後、警察からどうしても来てくれとかいう話はなかったんですか。

一度もないです。

最後に1分ぐらいで、裁判官に向かって何かおっしゃりたいことがあったら言ってください。

はい。自分は、公務員として34年間近く、生き物さんと一緒にして、区民のため、国民のために生き物さんを育てながら、感動、感激、感謝という言葉伝えたくて頑張ってまいりました。しかしながら、非常に理不尽な方法で権力の乱用というかですね、そういうものがあって、追いやられた多くの命があります。その中で、自分が辞めざるを得なかった環境で非常に悔しい思いがあります。何とぞ、この正しい御判断を仰ぎたく信じております。以上です。

被告指定代理人吉岡

あなたは、ホテル施設には何年間勤めてらっしゃるんでしょうか。

平成4年に温室植物園というところが、6月30日で閉園になったんですね。平成4年からおとしの3月28日処分までですね。

そうすると、20年近くということですね。

そうですね、はい。

先ほどもちよっとお話がありましたが、あなたはそのホテル施設に勤めている間、館長とか施設長と呼ばれていたということですか。

それは、私が公に決めたことではなく、対外的に周りのかたがそういうふうに呼んでいたということです。

御自身も、そういった認識があったということですか。

ないですね。

ちなみに、その施設長とは、どのような権限を持っているというふうに思っていますか。

その長ですから、非常に自分とした場合には、当然、預かっているわけですから、それは責任あるのかなど、生き物さんに対してですね。そういった責任者として、その受託業者であるところのむし企画の高久さんに対しては、指揮監督とかしていたんでしょうか。

指揮監督は、しておりません。それは、契約書にのっとって履行していればいいので。

ホテル飼育施設管理日誌というのがあると思うんですけども、その原本というのは、ふだん、あなたが所持し管理していたものなんですか。

原本は、本来は自分が役所の方に提出をし、役所から交換便で戻ってきます。それで、保管はするということになります。

現在も持っていらっしゃると。

あります。

次、陳述書の2ページの記載によりますと、その平成元年に当時の公園緑地課長が、あなたに対して温室植物園でホテルを飼育するように命じたという

ことなんですけれども、まず命じられたということですよ。

いや、それはですね、6月の一般区議会で、当時の公明党の小口勝重議員が、温室植物園でホタルができないかというのが発端で、それで公園緑地課長の込山さんというかたが、ホタルはどうかということでした。

何にしても、上司からそう命じられたわけですよ。

はい。

その命じられたときに、その飼育に供するためのホタルというのは、あらかじめ用意されてなかったんですか。

なかったんです。

あなたが、そのホタルの責任者となって、その福島県の大熊町や栃木県の栗山村に行って、そのホタルの卵を採ってきたということでしたよね。

はい。

当時の公園緑地課長から、その卵をその大熊町とか栗山村から採取してくるように出張を命じられたということなんですか。

いや、当時の課長もどこに何のホタルがいたのかというのは把握できてなかったんですね。何しろ、ホタルをやらないといけないということで、自分も全くホタルという知識がなかったんですね。動物園、水族館から異動したばかりで、何が何だか分からなかったというのもありました。

そうすると、結局、では公務として出張で行ったわけではないということですよ。

休暇で、確か、夏休みというので行ったという記憶があります。

次に、陳述書の5ページの記載によると、あなたは、その茨城大学の大学院博士課程に在席して、博士の学位を取得したということですがこれはよろしいでしょうか。

はい。

大学院には、通学で行っていたんですか。

いや、通学では行っておりません。

全然行ってないんですか。

基本的には、論文発表や構内発表のときは休暇で行っておいりました。休暇で行っているときもあったんですね。

はい。

では、専ら休暇で行っていたということですね。

はい。

博士論文は、ちなみにいつ執筆していたんでしょうか。

博士論文は、基本的にはもう夜中、着々自分で家で作成しておりました。

家で作成していたんですね。

はい。

何時頃ですか。

大体もう基本的に夜中だったんで、丑三つ時の辺りです。丑三つ時というのは、何時ぐらいですか。では、次に陳述書の6ページによると、その博士論文だけじゃなくて、あなたは仕事をしながらホテルの研究を続け、数々の論文を書いてきたということでしたね。

はい。

その論文は、いつ執筆していたんですか。

同じですね。

次、陳述書の5ページ下から5行目以下の記載によりますと、あなたは、全国各地から、ホテル再生支援の依頼を受けてこれに応じてきたということですが、それはそれでよろしいですか。

はい。

甲第83号証の2を示す

これも、その依頼の1つになりますか。

はい、そうです。

甲第83号証の1を示す

これは、この甲83号証の2の依頼文の送付状になるんですけども、下から3行目を見ますと、特許関係の話は出ませんでしたとあるんですが、そうすると、この依頼というのは特許と関係ない依頼だったということによろしいですか。

これはですね、奈良の県立博物館の裏に細いU字溝みたいのがあるんですね。

どっちだったんでしょうか。

どうでしょうね、これは。いきなりぽんとかこういうふうに言われてもあれなんですけど、出なかったんじゃないでしょうかね。

では、特許の話は関係なかったということですね。

関係なかったと思います。

甲第80号証を示す

こちら、そのホテル再生支援の依頼の1つになりますでしょうか。

はい、そうです。

この依頼文の本文の2行目から3行目にかけてなんですけれども、笛吹市では、笛吹市八代町岡地区にあります四ッ沢砂防公園内で、蛍の復活を目指し現在蛍水路を建設中であるとありますね。

はい。

でも、これは、蛍水路は既に建設中だったわけですから、これも区で持っている累代飼育の特許とは直接関係ない依頼だったということによろしいでしょうか。

ところがですね、これは農林水産相が建設をしたんですけども、全く

うまくホタルが出ないということで、何らかの形でちょっとお手伝いしてくれないかということでした。

それで、結局、特許は関係したんですか。

これも、関係、ちょっとはしましたね。

したんですか。

はい。こういうふうに石を置こうかとか。

では、わざわざ笛吹市が予算を取り直して、全部一から工事をやり直したということですか。

いや、それはなかったです。一応、ここはアドバイスだけしたという感じですね。

そうしますと、少なくとも1つ目については、特許は関係なかったわけですよ。なので、ホタル再生支援には、特許を使うものと使わないもの、2つあるということでしょうか。

そうですね。

陳述書の8ページによりますと、ホタルの累代飼育はもって5年という記載が出てくるんですけども、あなたがその発明された画期的な発明の結果、どのぐらいの累代飼育が可能になったんでしょうか。ずっと累代飼育は可能だったんですか。

正直なところ、今、私、2年前に辞めているので、それを入れますと、鑑みると、20世代は行っていたというふうになるわけですよ。

特許の実施料金について伺うんですけども、陳述書の9ページ、6行目から7行目にかけて、山崎所長により、せせらぎの金額が120万円、ホタル水槽の金額が20万円と決定されましたという記載があるので、少なくとも区で持っている累代飼育の特許を実施すると、実施料金を徴収するという事はこれは御存じでしたよね。

はい。

その陳述書の9ページの15行目や16行目の記載によると、14年1月以前にお付き合いのあるところから特許権の実施料は頂かないという話でしたよね。それで、先ほどのお付き合いというのは、指導を仰ぎたいですよというのがお付き合いだというお話でしたよね、それもよろしいですか。

はい。

では、その平成14年以前に指導を仰ぎたいということで、せせらぎなり、水槽なり作りたいたいですよということで指導を仰ぎたいということで相談があったということは、それが14年1月以前ということはどうやって分かるんですか。

それは、もう業務日誌に書かれているので。
業務日誌に書かれているということですか。

はい。

そのホテル飼育施設管理日誌とか、業務実績報告書を見ると、すごく抽象的なことしか書かれてないんですけれども、どうしてそれでせせらぎなり水槽を作る計画に関する相談があるって分かるんですか。

それを、ホテル生態環境館に来るのに、図書館を作りたいという人はいませんので、必ずホテルさんに関連することしかありませんので。先ほどもそうでしたけど、少なくとも特許に関係ない相談でもあるわけですよ。

それは、様々な相談というのがあります。
そうすると、基本的には記憶に基づくことになるんですかね。

記憶ではないです。

それを日誌に遡って見ていくような感じですか。

そうですね、必ず日誌も確認いたします。また業務報告書もですね、管理業務報告書にも、ここ前来てたかなとかですね、そういうふうには確認をします。

では、陳述書の15ページの第1段落の記載なんですけれども、これは韓国LG電子の話が出てくるんですが、被告の特許権は、日本国外には適用されないという判断がなされたということなんですけど、これはそれでよろしいですか。

はい。

その記載によって、日本の特許は韓国には及びませんよということは理解できたんですけれども、そこから更に進んで、そのLG電子に対して、無償でホテル再生支援を行うということを区として決定したということなんですけど。

そうですね。

それは、いつ、誰がそういう決定をしたか御存じですか。

私の記憶の中では、エコポリスセンター川平係長が、これはちょっと上に相談をして、法規係とかそういうので精査して考えて行わないといけないなど。それで、私どもとした場合には、当然ながら新規なので、特許料を取りたいと。

結局、誰が決定したんですか。

それは、逆に私が聞きたいです。誰が決定したんですか。

では、御存じではないということですか。

知らないですね。

陳述書の15ページの3段落の記載によると、石川県の村島さんというかたについても、無償でホテル再生支援を行ったと。それで、このかたは坂本区長の母校の日本大学の後輩だということで、区長から直接面倒見てやってくれと、そういう依頼を受けたという記載があるんですけれども、坂本区長は、あなたに対して面倒見てやってくれとだけ告げたんですか。

面倒見てやって、指導してほしいということで。

それで、坂本区長は、特許を使ってホテル水路を作るように明言したんですか。

明言しておりましたね。

してたんですか。

してましたね。要するに、特許があるということで、村島さんにはホテル生態環境館の中でお話をしておりました。でも、ちょっと便宜を図ってほしいみたいなことは言われた記憶はあります。

そうすると、何で陳述書に面倒見てやってくれという、すごい婉曲な表現をして、はっきりと特許の話を書かなかったんですか。

でも、同じようなもんですからね、面倒見ると特許というのは。要するに、それは。

分かりました。陳述書の12ページの6行目の記載によると、現地調査に行くための交通費というのは、原則として相談者側に負担してもらっているということだったんですが、それはそれでよろしいですか。

はい。

それで、深田さんの陳述書ですね、甲117号証の6ページを見てみますと、この6行目から7行目なんですが、ホテル再生支援について、事前調査を実施したときには、ルシオラがあなたの交通費を立て替えていたという記載が出てくるんですけども、これもそうなんですか。

はい、そうです。

そうすると、結局、あなたはルシオラから交通費の支給を受けていたと、いうことですか。

違います。それは、村島さんが仮にですよ。

いや、村島さんの話は聞いてないので。では、取りあえず、ルシオラからあなたはお金を受けていたということは、それは間違いないですか。

お金じゃないです。チケットですね、行く場合に。

次です。陳述書の12ページの下から2行目以降なんですけれども、ルシオラは、ホテル水路の制作に必要な濾材をすべて扱っている唯一の事業体であ

るという記載があるんですけども、この濾材というか用具ですね、これは、例えばその多機能バイオ用土とか、蛭殖土とか、この辺りであるということによろしいですか。

はい。

この多機能バイオ用土や蛭殖土というのは、あなたが開発したものなんですか。

いや、株式会社広瀬が。

広瀬だけですか。

だけです。

あなたは関与してないんですか。

私は、関与はですね、製品ができて、これがいいかどうかという判断はしておりました。生態にいいかどうかという。

あなたの主張によると、多機能バイオ用土や蛭殖土というのは、ルシオラの独占販売権が認められていたということなんですけれども、ルシオラにもそのことを説明して了承を得たということなんですか。

そうですね。

陳述書の13ページの4行目から9行目にかけて、あなたがその株式会社広瀬に指示して、多機能バイオ用土をオーダーメイドで作るということなんですけれども、そうすると、多機能バイオ用土というのは、必ずしもその既製品ではなくて、一つ一つオーダーメイドで作らないといけないと。

はい。

その際には、指示するのはルシオラじゃなくて、あなたが直接指示するんですか。

そうですね、その要するに特許を使用して使うところに関しては、私からですね。

指示するんですか。

はい。

陳述書によると、ルシオラは、ホタル再生支援を実現する会社であるということでしたね。

はい。

ホタル再生支援を行うときは、現地であなたがルシオラの作業員に指示を出すんですか。

私が先頭を切って作業を行いますので、他の方々はサブになります。では、指示を出しているんですね。

はい。

そうすると、結局、あなたが指示したとおりの土がルシオラの納品されて、更にその土をルシオラが独占販売していて、それで現場でホタル再生支援を行うときも、あなたの指揮監督の下でルシオラが動くという仕組みなんですか。

そういうふうに考えていいと思いますよ。

そうすると、もうあなたの存在あってこそそのルシオラであるということなんですかね。

それは取りようでしょう。

少なくとも、ルシオラの経営というのは、あなたの存在があって初めて成り立つような状態なんではないでしょうかね。

それは、また企業努力が必要だと思いますよ。

甲第36号証を示す

こちらは、その多機能バイオ用土や虫殖土を開発した株式会社広瀬の会社概要なんですけれども、これの関連会社の欄を見ますと、株式会社泰広というのが、ホタル再生施設の工事というのをやっている。これは1枚めくりまして、甲36号証の2枚目、最終行を見ますと、「関連会社泰広でホタル再生のための施設工事業を開始とこう書いてありますね。

はい。

この泰広というところが、ホテル再生施設のその工事をやっている。1行更に上がってみますと、ホテル再生のための施設工事開始とあって、これは広瀬そのものもそういう工事をやっているようなことが書いてありますけども、そうすると、ルシオラじゃなくても、広瀬とかこういう泰広という会社でもホテル事業の整理ができるような気がするんですが、何で殊更にルシオラを紹介する必要があるんですか。

これは、一緒にコラボレーションを組んでいたの。泰広さん、広瀬さん、ルシオラさんとコラボレーションを組んでいたんで、別にそれはいいんじゃないですか。

コラボレーションは、組まないといけないものですか。

別に、それは相手が決めることなんで。

では、必ずしもルシオラじゃなくてもいいと。

それはそう、別にそれは。

甲第48号証を示す

こちらは、陳述書によると、これがその板橋区職員を派遣するときの内規であるということなんですけれども、そうすると、あなたとしては、少なくともここに書いてあることは御存じだということですか。

はい。

そうしますと2枚目になりますが、この2番のところですね、エコポリスセンターにかかる板橋区保有著作権及び特許権等に関する実施に関する要項に基づく契約をしたものへの対応と。ここの部分を見ますと、例えばですね、その生態水槽の場合は、現地調査を1回、事後調査1回であって、その派遣するタイミングであるとか、派遣回数に上限が設けられていると、これは御存じですよ。

はい。

続いて、陳述書18ページの4(1)の第1段落を見ますと、平成23年9月29日に、小山町の込山町長がホタル施設を訪れたと書いてあるんですけども、これによりますと、込山町長自ら、この日の夕方に、何の前触れもなく急にホタル施設を訪れたとそういうことですか。

いや、私は、その日にエコポリスセンターの川平係長から、込山町長が確か霞ヶ関か何かにはちょっと陳情かなんかで行った帰りに寄りたいそうだからお願いをしたいという連絡を受けました。

何にしても、役所同士のやり取りであるにも拘らず、何のアポイントもなくその日に急に来るという話だったんですね。

私はええって書いて。

はいか、いいえでいいんです。

うん。

それで、川平係長は、その自宅への帰り道に、そのホタル施設に立ち寄って、もう後はよろしくということで帰ったんですね。

はい。

陳述書の19ページの最初の3行によりますと、特許権実施料を取れるかどうか主管課としてとても気にしていたと書いてありますね。

はい。

そうすると、特許の実施料金が取れるか、取れないかというのは川平係長にとってもすごく気になることだと思うんですよ。

はい。

それで、そうであるというのに、川平係長は、実施料金を取れるか、取れないか見届けないで、あとはよろしくと言って家に帰っちゃったということなんですか。

はい、帰っちゃった。

乙第57号証を示す

7ページの最後の3行を見てください。年間300件以上の問合せがありますというふうに書いてあるんですけども、これはあなたは、いつ、どこからどのような相談があったのか、一つ一つ記憶しているものなんですか。

ほとんどこういう、どこかに問合せがあったというのを正の字で書いていくんですね。それは記録にとどめてあります。

そうすると、足すと300件ぐらいあると。

そうですね。

では、もう日々こんな問合せが来ているような状態なんですね。

はい。

陳述書の18ページの下から5行目からの記載によりますと、あなたは、ホテル飼育に関する特許権のこと、ホテル飼育を支援する場合には、通常、特許権実施料を頂くけれども、小山町は特許権を申請する以前に御相談を受けたことがあることを思い出し、そうであれば特許権実施料は頂かないことになっていることをお話ししましたという記載があるんですけども、さっき年間300件と言いましたよね、とんでもない件数だと思うんですけども、それだけ日々問合せがある中で、そんな急に何のアポイントもなくやってきた小山町関係者を見て、小山町関係者が以前にもあなたに相談していて、しかもその相談が平成14年1月以前のものであるということをすぐに思い出したんですか。

先ほども話したように、町長には、確か記憶があると、しっかりとこちらの方で調べて後ほど御連絡をするというふうに伝えました。

だけれども、陳述書に書いてあるとおり、特許権実施料は頂かないことになっていることは話したんですね。

はい。

ちなみに、その以前に受けていた相談内容というのは、どういうものだったか覚えてますか。

ホテルは、小山町にしたいという感じだったと思います。

乙第20号証の1を示す

9ページを見ますと、これは、区があなたに対して事情聴取を行った際の記録なんですけれども、これの下から18行目以降なんですけれども、木曾課長の質問です。特許は区の財産だから、免除するには許可を受けなければならないというふうに聞いているんですが、それに対して、あなたは町長や総務課長には区に提出してくれと必ず言っていると。それで、免除申請を下さいというふうに必ず言っているとというふうに言っているんですね。そうすると、あなたは、小山町長に対しても免除の申請をしてくださいという、そういう依頼をしたということですか。

いや、これはですね、本来だったらこういう形があると、免除申請と
いうのがあるかもしれないということで話したと思います。

それで、小山町長は、免除の申請をしてきたかという、してこなかったということでもいいですか。

はい、そうです。

陳述書19ページの2段落になりますが、平成23年10月13日に現地調査に出かけることになって、このときにはルシオラの深田さんも御一緒しましたと。ホテル再生には、材料の手配等が必要になるので、すべての材料を手配できるルシオラを小山町に御紹介しましたというふうにあるんですが、これは事前に小山町から業者の紹介を依頼されていたと、そういうことなんですか。

そうです。

あと陳述書の19ページ、下から7行目以降になりますが、業務代理人等通知書については、私は、事前に深田さんから小山町の書式でこのような文書の提出を求められているという御相談を受けましたとあるんですけれども、深田さんから、実際にその甲41号証というのを見せられて相談を受けたと

ということなんでしょうか。

もう一度、すみません。

あなたの陳述書によりますと、業務代理人等通知書というのがあるんですけども、それについては、深田さんから小山町の書式でこういう文書の提出を求められていると、相談を受けたと書いてあるんですね。

はい、そうです。

そうすると、深田さんから、その甲41号証を示されて相談を受けたということなんでしょうか。

いや、電話なんです。

電話なんでしょうか。

はい。

見せられたわけではないんですか。

はい。

何にしても、そうすると、一応その主任技術者という欄がありますよということを理解した上で書いて構わないと返事をしたんですか。

はい、ちゃんと自分の職を明記してということを行いました。

では、書くことは強要したわけですね。それで、小山町で、ホテル水路の整備に従事したのは、平成24年2月26日、27日のことだと言うんですけども、そうすると、小山町には泊まりがけで行ったということですか。

はい、そうです。

陳述書の13ページの記載によりますと、現地でホテル水路の整備を実施するときには、昼食代や宿泊が必要になる場合は、その費用も相手方に出してもらっていたというふうにあるんですけども、小山町に泊まりがけで赴いた際にも、これらの費用というのを小山町が負担したんでしょうか。

そうです。

そうすると、小山町に対して昼食代や宿泊費について届け出ていたというこ

となんですか。

それは、どうなんでしょうね。

それは、分からないですか。

分からないですね。

乙第47号証を示す

ルシオラが小山町に送ったファクスになるんですけども、これの3月21日水曜日、看板設置及びせせらぎ調整についてという項目ですね。これの3のところ。せせらぎの調整につきましては、板橋区ホテル生態環境館より濾材を提供していただき調整いたしますとあるんですが、これはあなたが濾材を小山町に提供したんですか。

濾材を提供したというのは、一部分提供したという部分で。提供したんですね。

はい。

それで、濾材を提供した対価というのは徴収したんですか。

してないです。

陳述書によりますと、小山町とのやり取りについては、逐一川平係長に報告していたということですよ。

はい。

甲第44号証を示す

そうすると、あなたがこれを小山町に提出する際にも、これは先ほど高橋係長にも逐一報告を上げていたんですね。

はい、そうです。

それで、高橋係長にも、これについて相談していたんですか。

はい、そうです。

これを見ますと、まず被告は、小山町から特許の実施料金をもらわないことになっているんですけども、それはよろしいですね。

はい。

それから、最低5年間にわたって、必要なゲンジボタル、ヘイケボタルの卵、孵化幼虫、成虫、メダカなどを被告が小山町に無償で供給することになっていますが、それもよろしいですね。

はい。

更に、ゲンジボタルやヘイケボタルの成虫などを、小山町で累代飼育がなし得るようになるまで、被告が小山町に供与することになっていますよね。そうすると、この書面によると、被告は小山町から特許の実施料金は取れないし、しかもその最低5年間にわたってホタルなどを供与しないといけないない。被告にとって負担する項目ばかりで、区にとって何の有利な状況もないんですけれども、これを高橋係長に示して、高橋係長としては、これを小山町に提出することを許可する権限はあるんですか。

どうなんでしょね、高橋さんに聞いてください。
分からないということですか。

はい。

陳述書20ページ8行目からの記載になりますが、小山町でホタル水路を作った翌年は、無事ホタルが飛翔し、ホタル施設から生体を提供することはなかったという記載があるんですが、それはそれでよろしいですか。

はい。

先ほどの甲44号証によりますと、最低5年間はホタルなどの供与を保証するもののようなんですけれども、そうすると、更にあと4年間はホタルなどを無償供与する可能性があったということですか。

向こうから、もし万が一出ないというふうになったときはそうだったと思います。

続きまして、陳述書21ページの下から5行目からの記載によりますと、あなたがクロマルハナバチについて興味を持ったのが平成17年頃という話が

あったんですが、それはそれでよろしいですか。

はい。

甲第59号証を示す

これは平成17年の記事なんですけれども、記事の末尾ですね、最終段を見ますと、博士理学・阿部宜男との署名があるんですが、この記事はあなたによるものなんでしょうか。

これは、記者が書きました。

何にしても、あなたに取材したということですね。

はい、そうです。

この記事、上から5段目の記載によりますと、板橋区ホテル飼育施設では、5年ほど前から在来種クロマルハナバチに着目していると書いてありますけれども、そうすると、ハチに興味を持った時期というのは、陳述書に書いていた平成17年と、ここに書いてある更に5年遡るときとどっちが正しいんですか。

着目ですからね、飼育しているわけじゃないですから、興味を持っていたのは5年ほど前からということになります。

陳述書の22ページ(3)の第1段落を見ますと、当時の上司だった磯野係長にその意義を説明し了解を得たというふうに書いてあるんですが、具体的にどういう説明をしたんですか。

在来種を飼うことによって、非常に何か得るものがあるんじゃないかと。また、その土に抗菌物質がそのホテルの再生にいいとかというのがまず分からなかったんですね。

では、ホテルとの関連性は、まだ分からなかったんですね。

まだよく分からなかったんです。ただ、ホテルがたくさん羽化しているところに必ずいるよねというところまでだったんです。

そうすると、その時点は、そのホテルとの関連性は何も分かってなかったの

に、その公益に資しますねと、それだけの理由で磯野係長は、ホテル施設でクロマルハナバチを飼育することを許可したということなんですか。

そうです。

陳述書の22ページで、(3)の第1段落の記載によりますと、ホテルの飼育に支障がない範囲で許可されたという話なんですけど、そうすると、飽くまでそのホテル施設の本業は、ホテルの飼育であることはあなたも承知しているということではないでしょうか。

お言葉を返すようですけど、ホテルだけいて生態系が成り立つと思いますか。

意見を求めてないので。陳述書の22ページ(2)の第1段落の記載によりますと、あなた御自身で長野県の小諸市というところでハチを採取したという話でしたよね。

はい、そうです。

甲第33号証を示す

これは、ホテル施設とイノリー企画との間の業務提携契約書なんですけれども、ここには業務提携の内容として、自然地从動植物相互間を調査した上で、板橋区ホテル飼育施設に求められる目的に合致する在来種クロマルハナバチの個体採取を行うと書いてあって、何か長野県小諸市に限定されている様子もないんですけども、これはその辺と矛盾はしないんですか。

全くしません。

ちなみに理由は。

簡単です。こういうのを公にすると、悪い者がいて、そこに行って乱獲するんです。

乙第20号証の1を示す

4ページの9行目のあなたの発言内容の中に、ハチは玉川大学から持ち寄ってきたものだと書いてあるんですけども、そうすると、被告が、区があな

たに事情聴取したときの回答と、今の回答と異なっているようですが。

玉川大学も一緒ですから、小諸で採ってるんですもん。

あなたと玉川大学は、一緒に行って採ってきたということですか。

別々ですよ、同じですから。同じ、先生も一緒に行っていたんで。何にしても、そうだとすると、何でこの事情聴取のときには長野県小諸市で採取したハチだと言わなかったんですか。

わざわざ言うんですか、そんなときに。言わなかったんですか。

言わないですよ。

陳述書のその22ページの(3)の第2段落を見ますと、ホテル館でハチを飼育していることについては、当初から公にされていたと書いてあるんですが、当初というのは、具体的にいつのことですか、当初から公にされていたというのは。

当初ですよ、始まった当初から。平成17年辺りですか。公にされておりというのは、具体的にはどういう意味なんでしょうか。区でハチの飼育についてプレス発表をしたということですか。

いや、そうじゃなく、ホテル生態環境館では、もう本当にスペースがなかったんで、プラケースとかそういうものを置いたりとかですね、どうしてもそれに水槽等を置いて、展示をすればこれは公ではないんですか。

要は、公然と飼育していたということですか。

はい。

陳述書の26ページの㊸という記載があるんですけども、その中に、あなたは武蔵野種苗園の研究者である綾部さんと共同でハチの研究をしておりますと書いてあるんですけども、これは、綾部さんと勤務時間中にハチに研究を共同で行っていたということなんですか。

勤務期間中はないですね。

やってないんですか。

やってないですね。それは、当然、お昼休みとかそういうのは当然ながらレクチャーなり、またはこちらがレクチャーしたりということはありません。

勤務時間中はやってないんですね。

はい。

そうすると、板橋区から、武蔵野種苗園の綾部さんとハチの研究を行うように指示を受けていたということも、そういう事実もないですね。

ないですね。

そうすると、板橋区と武蔵野種苗園との間で、ハチの共同研究に関して協定等を結んでいた事実も当然ないですね。

ないです。

陳述書の31ページの(3)第2段落の記載によりますと、武蔵野種苗園やイノリー企画からハチの飼育を通して発生する大量の土を無償でもらい受けていたという記載があるんですけども、武蔵野種苗園やイノリー企画からすると、そのハチの飼育をするのに必要な土をホテル施設に譲渡してしまうことによって困ることってないんですか。

あつたと聞きました。また買わなくちゃいけないということで。能登町では、平成21年4月1日から、ハチの試験飼育生産事業に取り組んで、武蔵野種苗園が能登町にハチを出荷していたということですね。

はい。

区は、その際に発生したハチのフェロモンの付着した土を、武蔵野種苗園から無償で譲り受けていたという話でしたよね。

はい。

甲第14号証の6及び甲第14号証の7を示す

これを見ますと、そもそも土を無償で譲り受けていたんだとしたら、別にあなたがわざわざハチのフェロモンを抽出する必要はないと思うんですけども、これは平成21年5月7日とか9日、あと平成22年1月22日、23日と各々その引継ぎ事項の欄にクロマルハナバチ、ちなみにこのハチって雌ですか。

雄です。

雄のそのフェロモン抽出と書いてあるんですけども、これは何を意味しているんですか、あなたが抽出作業に当たっているということですか。

非常に面白い質問です。これはですね。

イエスカノーかでいいです。

いや、駄目です、これ。クロマルハナバチのプラケースに土が入っているんですよ。その土をハチごと持ってくるので、その土を採るのが抽出になるんですよ。

土をごそっと採るのが。

抽出ですよ。よく聞いてくださいよ。

陳述書の32ページの7行目から9行目に行きまして、「板橋区が購入しホテル館で使用していた用土は、その他にも様々な用途で使用していました。」とあるんですけども、これは具体的にはどういう状況でしょうか。

水槽のろ過槽に入れたりとかですね、循環ピット、湿地帯、それらのところに使っていました。

陳述書の33ページの8行目以下の記載によりますと、平成18年12月頃に、能登町の人々が、ホテル施設を訪れた際に、あなたから日本の在来種であるクロマルハナバチを育てることで日本の農業や生態系を救うことができるという説明をしたということですね。

はい。

ハチを販売して農家に提供するという事は、被告の業務でないことはこれ

は御存じですね。

はい。

このころ、つまり能登町の人々が、その平成18年12月に来た頃の話ですけども、このころには、そのクロマルハナバチのフェロモンがホタルの飼育に有効であるということは分かっていたんですか。

はい。フェロモンという言葉では本来ないんです。抗菌物質という言葉なんですけど。

そうすると、能登町の人々がホタル施設を訪問した時点において、ホタル施設でハチを飼う目的というのは、飽くまでホタルの飼育に有益だからだということになるんだと思うんですけど、その点を能登町の人々に説明しなかったんですか。

しました。しましたが、それ以上詳しい説明は企業秘密になるので、生態に関するものは言いませんでしたね。

甲第12号証を示す

これの3枚目を見ますと、セイヨウからクロマルへとゴシックで記載された見出しから始まる記事があるんですが、その9行目を見ますと、板橋区ホタル飼育施設は05年、従来は困難とされていたクロマルの冬眠期間の短縮を僅か3日から7日間にする技術を開発して特許を出願、国産クロマルの増殖技術を確立したというふうにあるんですけども、あなたは、その特許出願をしたのは板橋区ではないですよということは、能登町の人に説明したんですか。

してました。要するに、板橋区というのは、特許を取るのは個人じゃないと駄目ですからね。

だけど、こんなことを書いたんですね。

それは知らないですよ。能登に聞いて。

更に、これ記事が進みますと、その技術提供先として、公的機関を模索して

いたとあるんですけれども、あなたは、こういうことを能登町の人々に説明したんですか。

いろんなところで、こういうのをやるところはないかなというのは、模索じゃないですけど、聞いたことはあります。

では、この旨は説明されたんですか。

はい。

陳述書34ページの下から4行目以下の記載になりますけれども、能登町の事業のスキームについての協議を何度もホテル施設で行ったというふうにあるんですが、これはあなたも協議に参加されたんですか。

参加している場合と、参加していない場合があります。

スキームの構築について、関与してくださいというふうに能登町は被告に対して依頼文は出したんでしょうか。

依頼文は、もう以前からエコポリスセンターの方に、必ず来るときは

私も能登町が来ますからという連絡はしておりましたので。

スキームのその構築に特化した依頼文書というのは来ているんですか。

来てなかったと思います。ちょっとそれは分かんないですね、事務的なことなので、私、作業員なんで、事務のことは事務に聞いてください。

では、あなたはその文書を見たことはないということでもいいんですね。

うん。

では、区として正式にその公文書をもらってないかもしれないのに、じゃあ、そのスキームの構築に関与していたということですね。

それは、はいとは言えませんね。

次に行きます。陳述書の34ページ、下から10行目以降の記載には、「クロマルハナバチの繁殖技術の核となる女王蜂の冬眠技術は、私と千場先生、綾部さんで開発した専門性の高い技術です」というふうにあるんですが、こ

の技術を実現するためには、高い専門性が必要なんですか。

当然です。

それで、能登町で展開していたハチの事業では、その高い専門技術を持った武蔵野種苗園というところが撤退して、代わりにイノリー企画が能登町にハチを提供することになったというお話でしたよね。

はい。

それで、陳述書のその39ページ、9行目から10行目の記載によりますと、イノリー企画の代表である駒野さんというかたは、武蔵野種苗園でパートとして働いていたというお話でしたね。パートにすぎないかたなんですけれども、そんなかたでも再現可能な技術なんですか。

いや、駒野さんは、直接はその休眠には関わっておりません。

では、そういうかたが、これを引き継ぐことになったんですか。

そのかたしかいなかったんです。

陳述書の38ページ(2)、第6段落から39ページの記載にかけまして、被告がハチの供給事業を行うことについて、平成22年11月の区議会の決算調査特別委員会で話題になったというふうに記載されておりますね。

はい。

決算調査特別委員会の場で、田中やすのり区議会議員が、「マルハナバチというものを今石川県の能登町というところに卸す卸さないというところで話がっていて、女王蜂1匹実は市場価格だと7000円から8000円で流通」こういう発言をしていることを捉えて、エコポリスセンターが能登町と武蔵野種苗園との契約関係を把握していたことを示しているというふうにしてますよね。

はい。

あなたは、田中やすのり議員に、直接話をしたことはないということでしたよね。

はい。

甲103号証の6を示す

3ページ目を示しますが、これによると、この研究視察のナンバー7のところですね、10月21日の欄になりますけれども、ここに田中という板橋区議のかたが、ホテル飼育施設についてという目的で視察に訪れているんですけどもこの田中さんということは、田中やすのり議員のことを指しているんじゃないんですか。

違いますね、これは公明党の議員だと記憶しています。

では、たまたま別の田中さんがこの日来たということなんですか。

はい。

でも、あなたは、先ほど、原告の主尋問の中で、議員さんと直接話すような機会はないとおっしゃっていましたよ。

特許に関してうんぬんとかという部分ですよ、それはないですね、議会でね。

けれども、こうやって議員と直接話をする機会は、少なくともあるということですね。

それは取りようでしょう。

少なくとも話しているということですね。

それは重箱ですよ。

陳述書の41ページ、13行目の記載を見ますと、甲30号証の話ですね、「この契約は能登町が作成したものです。」とあって、甲30号証の作成者が能登町である旨が書いてあるんですが、これはそうなんですか。

はい。

甲第29号証を示す

これは、あなたが田原所長に対して宛てたメールということによろしいでしょうか。

はい。

これを見ますと、本文の田原所長様も含めて6行目、「能登長様とイノリー企画との契約書を添付します。」という記載があつて、あなたの方から能登町に対して契約書を送付しているようなんですけれども、そうすると、これはあなたが契約書を作成したんじゃないんですか。

違います。向こうから契約書がこういうのでどうだろうかということが確認で、ワードで添付して来たんですね。それを見て、そのままこれでいいですよということで添付したということです。

本文の下から2行目、「内容的には、弁護士2名に見ていただいております。」と書いてあるんですけれども、この弁護士というのは、被告と契約関係のある弁護士なんですか。

いや、全く違います。

そのかたに対しては、報酬を払ったんですか。

ないです。

ないんですか、ただでやったんですか。

はい。

そうすると、これは、区の業務の一環として契約書を作成しているということになりますよね。甲30号証、先ほどの話だと。

業務ですよ。

区の業務の一環として契約を作成しておきながら、区とは全く関係ない弁護士さんが関与してチェックしてもらったと、それでお金も何にも払ってませんと。

原告代理人中島

作成してないと言ってますよ。誤導です。作成したのは能登町で、これを見て確認して送ったんですから、作成はしてないですよ。

被告指定代理人吉岡

それでもいいです。じゃあ、確認をしたとして、内容的には弁護士さんが見ているんですよね。

ええ。

関係ない弁護士さんが見て、それで区は何の負担もしていない、報酬の負担もしていないということでよろしいですね。

そうです、はい。

陳述書の41ページ下から5行目から最終行によりますと、イノリー企画とホテル施設との間には、契約の実態は何もなくて、甲33号証の契約日付である平成21年7月1日にはイノリー企画の実態がなかったというお話でしたよね。それで、よろしいですか。

はい。あったですね、これは。

そもそも陳述書には、その平成21年7月1日には、イノリー企画の実態がなかったとあるんですが。

2年だったのか、曖昧でごめんなさい。

仮に陳述書どおりの記載だとしますと、甲33号証の契約書というのは、言わば嘘の契約書というふうになるかと思うんですけども、陳述書のその42ページの第3段落によりますと、甲33号証の文案を、川平係長にも見せたというふうな主張ですね。

はい。

その際に、川平係長には、この契約書は、嘘の契約書ですよと、要は、日付が全然違ってますよということは説明したんですか。

はい。

そうすると、川平係長は、そんな嘘の契約書なのにオーケーですよという返事をしたんですか。

当事者間で分かっていたらいいかということでした。

それで、甲33号証というのは、その能登町に求められて作成したというこ

とですよ。

はい。

そうすると、能登町側が被告に対して嘘の文書を作ってくださいというふう
に要請してきたということになるんですか。

そうです。

次に、鶴岡八幡宮のホタルの仕分作業についてお伺いしますけれども、陳述
書の45ページ4の第2段落の記載によりますと、ホタルの雄と雌と見分け
るのが専門家でないと困難であると、仕分に特殊な環境が必要であると、そ
ういったことから鶴岡八幡宮からホタルの仕分作業を依頼されたということ
でしたよね。

はい。

何で、その専門性と特殊な環境が必要になると、被告がわざわざその仕分作
業を実施しないといけないんでしょうか。

非常にホタルさんは繊細な生き物です。例えば、この手の汗をかいた
だけで、触っただけでも死んでしまうというのがあります。それから、
雄雌が。

結構です。その雄と雌のホタルの仕分作業を行ったのは、同僚の再任用職員
等であったということですよ。

そうです。

再任用職員というのは、そのホタルの専門家なんですか。

いや、違います。

あなたが、再任用職人に指示して仕分けたという話なんですが、どういう指
示をしたんでしょうか。

ここにこけを入れていってという、そのこけを入れるのに専門性があ
りますか、ちょこちょこちょこっと入れる。

では、こけを入れる作業をお願いしたと。

はい、そうです。

仕分けたのはあなたですか。

はい、そうです。

続いて、陳述書の47ページ、4行目以降によりますと、あなたはやむを得ない事情があるときに限って、樋口都久二さんにホテル施設の鍵を渡していたということでしたね。

はい。

樋口さんは、区の職員ではないということでしたよね。

はい。

鍵を渡すことについては、上司も説明して了承を得ていたということなんですけれども、陳述書のその46ページの下から3行目の記載によると、樋口さんというのは、そのホテルを飛ばす会の会長だったというお話でしたよね。

はい。

乙第20号証の1を示す

13ページを示しますが、これを見ますと、これはまたあなたの発言なんですけれども、区があなたに対して事情聴取を行った際の発言です。これによると、樋口氏はホテルを飛ばす会の会長で、平成4年にホテルの騒動があった際の中心メンバーだったと、なのでもめたくないという部分があったと。

はい。

そうすると、当時、区と樋口さんとの間でもめ事があったということなんですか。

いや、それはもうなかったです。

もめ事があった、もめたと書いてありますが。

当時ですよ、平成4年ですよ。4年のときはありました。少なくとも、そういうもめている人だったということなんです。

はい。

では、そういうもめ事を起こしていた人に鍵を渡すことについて、上司がいいですよと言ったんですか。

平成4年ですからね。

少なくとももめていたわけですね。

一時ですよ。

次です。陳述書の48ページ、下から3行目以降、49ページにかけまして、井上課長が、駒野さんらに対して、ボランティアも自分の命令に従わなければならないという発言をされたようなんですが、井上課長は、何の脈絡もなくこんな発言をしたんですか。

そうですね、きっと。

急に言ったんですか。

急にですね。

陳述書50ページの5番によりますと、2014年1月27日に、事前通告なしにホテル施設でホテル等の生態調査を実施したという話なんですが、あなたはこの生態調査に初めからいたんですか。

いや、途中からでした。

そうすると、いつ頃にホテル施設に顔を出したんですか。

その日は休館日で、午前8時半頃だったと記憶しております。

陳述書56ページ、7行目から8行目にかけまして、懲戒処分当時、あなたのもとには、3件ほどのホテル再生の依頼が寄せられていたのに、その後、断られたという話でしたよね。

はい。

その断られることは、意外なことだったんですか。

いや、別に意外ではないです。結構、断ることはあるんですけど、ただ、たまたまタイミングが合っているので、ちょっと残念だなという部分は、板橋区の当時、職員として、ちょっと残念だなというのはあ

りました。

単純に残念だなど、そう感じたということなんですね。

はい。

被告指定代理人辻

先ほど、反対尋問の中で、まず1つ目、ホテル館の鍵を第三者に渡した件で
ございます。そのときに、1回第三者に渡して、第三者の名前を書いたが消
したと確かおっしゃったと思うんですが、この消したというのは、具体的に
どうやって消したんですか。

消し方というのは3通りあって、消しゴムで消す、修正液で消す、二
本線を引いて、訂正印を押して、また自分の判こを押すということで、
そのときは、確か訂正だったと記憶しています。

見え消しにして判こを押されたという。

訂正、修正液ですか、ごめんなさい。

修正液を塗って消したと。

と記憶しているんですけど。

その原本は、どこにあるか知っていますか。

それがないんですよ。こちらも探しているんです。

甲第12号証を示す

3枚目を御覧になっていただいて、左側に田原義昭所長さんと写真がある
ページですが、ここに見ると、「この事業は、板橋区ホテル飼育施設の特許
を使用し」と書かれております。特許を使用しと書かれているんですが、こ
のハチについては、既にこれはもう特許権になっていたんでしょうか。

いや、なってないんです。要するに、それは特許申請と書くのが正し
いと思います、申請中とかですね。

先ほど、反対尋問の中で、恐らく同じページのこの辺ですね、技術を開発し
て特許を出願、繁殖技術を確立したと書かれていますね。

はい。

それで、このときは、もう恐らく原告さんは、能登町の方々と特許に関してお話をしたのかなと思うんですが、このときに、出願中という概念と特許になったというのは違うんですよとか、そういう議論はなされたんですか。

それは、必ず言います。今出願中なんで、ただ、余りにもハチというのはすごい世界的にも非常に生態的に注目を浴びているんで、内容を開示させられちゃうよりは、そのまま出願のままにしようかとかという話はしておりました。

吉田裁判長

今「この辺」というのは、どの辺のことを言っているんですか。右か左か何段目か。

被告指定代理人辻

左側のページの1段目の冒頭部分です。それで、出願するだけにした方がよろしいと思ったんですか。

ずっとそれは考えてたんです。

結局、出願は、今回はした。

出願したまんまにしてあります。

ちなみに、これは現状はどうなっているんでしょうか。

現状はそのままなので、多分、内示は開示されずに、そのまま流れていると思います。

これは、現状、実は拒絶査定を受けた。

拒絶査定も受けてないんです。

受けてないんですか。

はい。これは、受けてないです。

念のため確認なんですけれども、ハチに関する特許を複数出願したりとかした事実がありますか。

そのときは拒絶というのはありましたね。何か所か出願してあるという。飽くまでもこの在来種クロマルハナバチ等に関しては、拒絶というのはそんなになかったと思ってます。

整理しますと、クロマルハナバチに関する特許の出願は、1個ではなかったんですか。

それは、1回出願して、それを取りやめてもう一回出し直したんですね。

では、2回出したという理解ですか。

2回出したと。それで、1個はもう取り消しているの、1個は取り下げたと。

はい、取り下げた。

それで、もう一個は。

そのままということですか。

そのまま、拒絶査定すら受けていないと。

拒絶査定がありましたけど、それも要するに無視しようと、要するにそのまま流した方がいいだろうと。

拒絶査定はあったんですか。

あったんですね。

拒絶査定の理由って、覚えてらっしゃいますか。

あんまり覚えてないです。自分、そんなのはどうでもいいって分かったの。何しろ、これは早く農業のために頑張らないといけないなというのがあったの。

それでは、先ほどの陳述書の10ページ目でございますが、中村さんが300万円を出してくださいましたというページでございますが、この300万円を出したと書かれているんですが、これは具体的に300万円を貸したのか、出資したのか、その辺りの事情って御存じですか。

出資でしたね。

ということは、中村さんが、これはルシオラは有限会社ですか。

有限会社。

そうすると、持ち分をとられたと、オーナーになられたと。

オーナーでした。中村一雄さんがオーナーでした。

それから、イノリー企画なんですけど、これも先ほど反対尋問に出てきたところなんですけど、イノリーさんというのは、中身は個人事業で合ってますかね。

はい。

それで、その当時、駒野さんしかいらっしゃらなかったとおっしゃってましたか。

引き受けるその器というんでしょうかね、いうのが結構大変な部分があったので、駒野さんにお問い合わせざるを得なかったと。

それは、特殊な技術があるからということですか。

そうじゃなくて、やはり内情とか武蔵野さんでパートさんをやられていたり、またホテルの夜間公開とかそういうのにもお手伝いして下さっていたので、内情的に知っていたので、お願いをもう、要するに、震災で、震災後ひっちゃかめっちゃかだったので、何とか早くこれを直さないといけない、立ち直らさなきゃいけないということで駒野さんにお問い合わせを申し込みました。

例えばなんですけど、当時、一緒に働いてらっしゃった綾部さんとかはいかがですか。

考えたんですよ。考えたんですけど、ちょっとこれは責任が重たい部分があるかなという部分がありましてね、まだ若いという部分がありますんで。

甲第29号証を示す。

先ほど、これについて、能登町さんが作られて、それをワードで送られてきて、見てオーケーと言ったみたいになってますよね。

はい。

見ますと、これは内容的には弁護士2名に念のため見てもらって、それで直してもらったんですか。

いや、全然です。能登町さんのまんまです。

能登町の案をそのままということですか。

そのままです、はい。

ただ、その29号証の一番下の行を見ると、能登町様の御意見もあると思いますので、何なりとお申し付けくださいと書いてますが。

これは、私の言い方だけです、能登町さんの方でどうぞ、御意見があったらどうぞ直してくださいということです。

でも、能登町さんの送られてきたものをそのまま返したんですよね。

返したんです。だから、何かあったら何なりとお申し付けてくださいということです。

ただ、こちらの、原告さんの側では一切いじらなかつたんですよね。

いじらなかつた。

ちなみに、この29号証のメールというのは、これは、メールアドレスを見ますと、これは@マークの後がビッグロブになっているんですが、これは原告さんの個人のアドレスなんですか。

とんでもないです、これは。要するに、私は何回もこのときに役所のアドレスが欲しいと言ったときに拒絶をされたんです。

吉田裁判長

聞かれたことだけ教えてください。私的アドレスですかという質問です。

そうです。

被告指定代理人辻

役所で使えるアドレスはなかったんですか。

当時、なかったんです。その後、できました。

それは、阿部さん個人のアドレスですか。

これはですね、はい。

その後から作ってもらったというアドレスです。

それは、違います。ホテルのです。

そのアドレスは、覚えてらっしゃいますか。

HOTA@だったと思います。これではないということです。

当時は、プライベートアドレスしかなくて、ホテル館のアドレスはなかったと承ってよろしいですか。

はい。

被告指定代理人篠岡

まず1つは、ホテルの管理日誌ですけど、今日、午前中に原本の確認ということでそちらから出てきたものを私たちが原本を見たんですけども、あの管理日誌というのは、さっきありましたけども、あなたの方で書いて役所へ送って、それが返ってきて、その返ってきたものをあなたが所持しているということなんですか。

そうです、保管しておりました。

あなたが退職になって、あそこの役所にあったものを、あなたが自分で持ち帰ったということですか。

いや、要するに、そのときに、環境課の職員、三浦係長等にこういう記録はどうしたらいいんですかという確認をしたんです。そうしたらいいよ、持ってってということだったので。

そう言われたので、あなたが持って帰ったということですか。

そうです、はい。

それから最後ですけれども、先ほど、武蔵野種苗園の綾部さんと共同でハチ

の研究をしていたというあなたの陳述書中の文章について、これは、勤務時間中にやったんですかという聞いたときに、いや、勤務時間にはないというお話でしたね。では、いつやっていたんですか。

お昼休みとかって、先ほど言いました。

昼休みですか。

昼休みとか、当然、お手伝いに来てくださっていたので、ホテルの方の。そういうときには話ながらやりますよね、作業とか。

昼休みに研究していたんですか。

そうです、研究とした場合には。

原告代理人小田川

甲第83号証の1及び甲第83号証の1を示す

先ほど、被告代理人から示されていたものなんですけど、83号証の1は磯野さんから阿部さんへのファクス送付状ですね。奈良国立博物館から派遣依頼がありますと。それで、特許関係の話は出ませんでしたというふうに磯野さんが書いているんですけど、ということは、奈良国立博物館の方から、特許の関係の話が出なかったということですよ。

はい。

それで、奈良の方に派遣依頼があるんですけども、特許というのは使うとどこの場所でもホテル再生ができるんですか。

はい、極端に言えば。

特許を使っても、再生ができない場所というのはないですか。

大きな河川とかは、厳しいというのがあります。

特許を使っても、ホテルの再生に適さない場所というのでは、特許を使わないということがあったんじゃないんですか。

ありました。

この奈良国立博物館というの、特許を使っても再生ができる場所だったん

ですか、できない場所だったんですか。

できなかつたんですね。

要するに、そもそもの環境として明かりがすごく強いとか、改善できない環境がある場合には、特許を使ってもできない場所というのもあるんですよ。

はい、そうです。

そういう場合は、特許を使ってホテル再生というのはできないということですよ。

はい、そうです。

原告代理人中島

ハチに関してもちよつと誤導が多かつたんで、確認のため質問しますけれども、平成18年末頃、ハチの飼育目的がホテルの飼育のためという目的になっていたというような、それが主目的になっていたというようなことを前提に聞かれたところがあるんですけども、ハチの飼育に関してはその目的以外に、農業のためとか生態系のためという目的も当然あったですよ。

はい。

あと、駒野さんは、女王バチの飼育をやっていたということがありましたけれども、駒野さんに急に作業を任せただけではないですよ。

ないです。

それは、特許に拘らずないですよ。

はい、そうです。

あと、田中さんという名前の議員を含めて、議員に話したことがないというふうに最初におっしゃっていたのは、それは能登町と武蔵野種苗園との当事者間の契約の詳細の値段とかそういうこともないですか。

はい、そうです。

なので、あなたは、ホテル館でたくさんの議員の視察を受けましたね。

はい、受けました。

国会議員からもありましたよね。

はい。

区議会議員もありましたよね。

ありました。

たくさん議員と話すことはありますよね。

はい。

先ほど、反対尋問で、議員と話すことはないというふうにおっしゃったんですが、全く議員と話すことはないということではないですよ。

はい、違います。

議員と話すことはないというのは、議会質疑のための通告の事前通告があったりとか、それに対しての答弁の準備のために議員と調整することはないと、そういう意味ですよ。

そうです、はい、そのとおりです。

議員と話すことは、ホテル館で何度もありましたよね。

あります、はい。

もう一つ、平成21年当時、イノリー企画は実態がなかったというふうに発言されてましたけれども、イノリー企画というのは、その前の年にTシャツを販売してますよね。

はい。

実態がないというのは、その平成21年7月付けの契約書、そこに書いてあるようなハチの飼育だとか供給とか、そういう業務に関する実態がないということで実態がないというふうにおっしゃったんですね。

そうです。

原告代理人渡邊

先ほど、甲142号証の乖離報告書を示されて、写真に鶴岡八幡宮さんの雌雄の区別の写真がありましたね。

はい。

あの乖離報告書というのは、ホテルの持込みの文脈で写真が用いられてますよね。

はい。

それを見てどう思いましたか。

もう非常に悲しくなりました。ここまで嘘をつくのかという、だますのかという形がありました。

原告代理人細川

2点だけ、先ほどルシオラの方からホテル再生支援のときに交通費を受け取っていたみたいなお話がありましたよね。

はい。

それは、結局、最終的には、ルシオラの方が、依頼者の方から交通費をもらっていたということで、要するに立替えということによろしいんですか。

そうです、はい。

あともう一つ、ルシオラとの経営の絡みなんですけれども、基本的には、ルシオラが濾材とか作業員を準備して、そういう人たちにあなたがいろいろな指示をして動かしているという、そういうことをしていたということによろしいんですか。

はい、そうです。

佐藤裁判官

甲第33号証を示す

甲33号証、イノリー企画とあなたの間で業務契約書の形をつけたものは覚えてますか。

はい。

それを原告の個人名で作ったのは何でなんですか。

急を要したという部分でございます。早急に作らないといけないとい

うことと、本来これを業務として行うためにはと言った場合に、大変時間が掛かってしまうということで、能登町に影響があるということでそういうふうにさせてもらいました。

ただ、ホテル施設が絡むような契約をあなたの個人名ですという権限はなかったわけですね。

はい。自分は、その契約についてという役所のノウハウというのは全く教えていただいておりますので、それで上司にこれを見せて、これでどうだろうかという判断を仰ぐんですね。

このあなたの名前でこういうものを作るということについて、明示的に御相談されたんですか。

はい。

その点について、何とおっしゃっていたんですか。

要するに、当事者間、当事者だったらいいでしょうという感じで。その名前を使うことに関してもですか。

はい。

吉田裁判長

今の話の続きなんですけども、役所で正式に権限がある人が、役所名義の書類を作る手続は大変だということは分かっていると。

はい。

ただ、そういう契約書の作成なんかについて、決裁を取ったとかそういう経験はあるんですか。

自分は、事務的なことは一切しておりませんでしたので、どうやって決裁を取るかというのも分からないんです。そういう契約とか分からないんです。

以 上